

ニー・カア・アンの相続に関する一考察 —土地譲渡にみる女性の立場—

吹田真里子 *

The Position of Women regarding the Succession of Land in the Tomb of *Ni-k3-ꜥnh*

Mariko SUITA*

[Abstract]

This paper discusses about the position of women regarding the succession of land in the tomb of *Ni-k3-ꜥnh*. He was high officer in the fifth dynasty, and his tomb is located in Tehne (Akoris). In his tomb, he inscribed on the list of the east wall how his land and his position should be succeeded to his wife and twelve children. It is interesting to see a description about women's right in ancient Egypt.

In this paper, I translate the list and consider what women can legally exercise within the family. Also, more four wills are used to consider about the female right.

In ancient Egypt, women could possess their own land, and make testaments to show their own will. However in the case of *Ni-k3-ꜥnh*'s wife, she did not have the official or religious title itself. The title which she possessed was *rht-nswt*. This means "king's confidant," and women with this title are, interestingly, almost same as Hathor priestesses. This shows that women might have difficulties to gain the official or religious title itself in the society of the Old Kingdom.

1 はじめに

本稿はニー・カア・アンの岩窟墓に記されている土地の譲渡と官職の継承に関する記述を考察したものである。家族の中で女性が法的にどのような権利を保持していたのか、また経済的にどの程度自立することが可能であったのか検討する。

古代エジプトでは、相続に関して書き記した文書に *imyt-pr* 「家の文書」と呼ばれるものがある。これには、基本的に動産、不動産を含む財産の相続方法を記したもので、これらに加え、官職の継承についても記載される場合がある¹。この文書の始まりは形式的に2種類に分けられ、*NW ddf* 「[人]は言う」と *wꜣt-mdw* 「命令」で始まるタイプに分けられる。そして本文が続き、財産相続の内容が記されるのである。また財産を譲渡される側に対する条件も記されており、この文書は故人と遺族の間での「契約」のようにも見受けられる。最後には証人のリストが挙げられ、彼らの名前や肩書が記されている。これらのことから、*imyt-pr* は「遺書」と考えられている。古代エジプトでは、女性も財産を相続できたことから、遺書の中に女性が現れることはしばしばである。本稿で取り上げるニー・カア・アンの岩窟墓の壁面にも、相続に関する女性の記述がみられる。

* 関西大学文化財保存修復研究拠点（非常勤研究員）

(Institute for Conservation and Restoration of Cultural Properties, Kansai University, Japan)

1 *imyt-pr* の詳しい説明は以下の論文を参照。吹田真里子、「エジプト古王国時代の遺書にみる女性の立場」『オリエン ト』第46巻第1号（2003年）106-107頁。

ニー・カア・アンの岩窟墓の研究は発見後、1903年にM. G. Fraserによって論文が発表され²、その壁面に書かれている碑文の研究がM. G. Maspero³、J. H. Breasted⁴、K. Sethe⁵、J. Pirenne⁶、H. Goedicke⁷によってなされている。本稿では、これらの先行研究を参考にテキストの読解にばらつきがあることから、まず筆者による碑文の読解を提示する。そしてこの碑文に記されている女性に関する相続の記述をもとに、家族間で財産相続がどのように行われ、女性がどのような権利を保持していたのか考察したい。これに加えて、以前に拙稿⁸で考察した遺書4点と比較することによって、女性が保持できた権利の法則の一面を捉えたい。

2 ニー・カア・アンの墓と碑文

2.1 墓の概要

古王国時代第5王朝末に郡の高官であったニー・カア・アンの墓は、テヘネ（アコリス）に位置する。このテヘネという場所は、中エジプトで比較的大きな町であるエル・メニアの北に位置し、ナイル川の東岸にあたる。ここには「フレイザーの墓」と呼ばれている十数基の古王国時代の岩窟墓があり、このうちの1つがニー・カア・アンの墓である⁹。彼の名前の付いた墓は2つあり、隣接して造られている。先に発見された墓を第一の墓と呼んでいるが、年代としては第二の墓のほうが古く、中にはニー・カア・アンの両親の彫像が現存している。また、第一の墓にはニー・カア・アンの妻や子供に関する彫像や碑文が残っており¹⁰、本稿では、こちらの墓に書かれている土地の譲渡と官職の継承に関する碑文を扱う。

この岩を掘って造られた彼の第一の墓¹¹は、南北に細長い長方形の形をしており、入口は東壁の南寄りの位置に造られている。南北の壁面には壁龕が造られており、北壁にはニー・カア・アンと彼の妻ヘジェト・ヘケヌウ、そしてニー・アンク・セシの像が置かれ、南壁には名前のわからない像が2体置かれている。

西壁には南寄りから、偽扉がそしてその隣には壁龕に男女の像が一对と3人の子供の像が置かれており、供物リストと王宮ファサードの様子が描かれている。そして再び偽扉が描かれ、西壁の北寄りの端には壁龕にニー・カア・アンと彼の妻ヘジェト・ヘケヌウの像が置かれている。これに対して東壁に、本稿で取り上げる土地の譲渡と官職の継承が表の形式で記されている。

2.2 碑文

このニー・カア・アンの官職の継承は表の形式で書かれている。この表を抜き出して番号を付けたものを別に記した（表1）。

2 M. G. Fraser, "The Early Tombs at Tehneh," *ASAE* 3 (1903), 122 ff.

3 M. G. Maspero, "Sur le sens de certains tableaux qui décorent la tombe de Noukankou," *ASAE* 3 (1903), 131 ff.

4 J. H. Breasted, *Ancient Records of Egypt: Historical Documents* (New York, 1906).

5 K. Sethe, *Urkunden des alten Reichs* (Leipzig, 1933).

6 J. Pirenne, *Histoire des institutions et du droit privé de l'ancienne Egypte II* (Brussels, 1934).

7 H. Goedicke, *Die privaten Rechtsinschriften aus dem alten Reich* (Wien, 1970), pp.131-143.

8 吹田、前掲論文、108-112頁。

9 B. Porter and L.B. Moss, *Topographical Bibliography of Ancient Egyptian Hieroglyphic Texts, Reliefs, and Paintings IV* (Oxford, 1934), pp. 131-132.

10 E. Edel, *Hieroglyphische Inschriften des alten Reiches* (Göttingen, 1981), p.38.

11 A. Dason and S. Ikram, *The tomb in ancient Egypt* (London, 2008), pp.156-157.

東壁には、その表をはさんでニー・カア・アंकと彼の妻が座っている描写が左右にある。表の右側の人物の上には、彼らの称号が記されている。ニー・カア・アंकについては、*imy-r pr n hwt-ꜣt*「王宮の長」、*imy-r niwt mꜣwt*「新しい町の長」、*imy-r hm-nꜣr n Hwt-Hr nbt Rꜥ-int*「ハトホル神官の長、つまりラー・イネト（テヘネ）の女主人」、*rh-nsw*「王の腹心の友」といった称号が記されており、彼の妻ヘジェット・ヘケヌウについては *nbt imꜣh hr Hwt-Hr*「ハトホルのもとでの尊崇の女主」¹²がある。

土地の譲渡と官職の継承に関する表の記載方法は以下である。まずこの表は、上下で2段に分けることができ、上3分の2がニー・カア・アंकの相続に関連して、官職の継承にともなった土地の譲渡の方法を述べている。そして下3分の1には、ケヌウカア *Hnw-kꜣ*¹³が自分に対して供物を捧げるという約束をした人物に対する土地の分割方法が示されている。

3.1 官職の継承にともなった土地の譲渡に関する記述

この相続の表の前書きは、表の右側に描かれている夫婦が座っている前に書かれている一文である。この文は夫婦の称号と並んで書かれているが、ヒエログリフの文字の向きが逆のため、夫婦に関する説明というよりは表の前書き部分と考えるのが適切であると思われる。ここで用いられている *wꜣt-mdw*「命令」という単語は、官職を含む財産相続が行われる時に前書きとしてしばしばみられる表現の一つである。[以下、(数字)は筆者が作成した表1の数字に一致する。]

(1) *ir(i).f wꜣt-mdw n msw.fr wꜣb n Hwt-Hr nbt Rꜥ-int*

「彼は彼の子供たちに、ハトホルのウアブ神官、ラー・イネト（テヘネ）の女主人に関する命令を行う。」

前書きの横に描かれているロータスの花を挟んで、

(2) *hmw-nꜣr ir(i)w. n(i) pw m msw(i) dt r wꜣb n Hwt-Hr*

「それはハトホルのウアブ神官になるために、(私が)永遠に子供達の中に作った神官職である。」

iw ir(iw) ꜣht 2 in hm Mn-kꜣw-Rꜥ n hmw-nꜣr ipn r wꜣb hr.s

「2つの土地が、メンカウラー陛下によって、それ故にこれらの神官にウアブ神官になるために与えられた。」

研究者によっては *ꜣht* の後に *ꜣbt* と読める碑文の写しがつくものもあるが、ここでは M. G. Fraser¹⁴ のものから訳した。

リストの一番上の段には、次の文が記されている。

(3) *rh-nsw imy-r hwt-ꜣt Ni-kꜣ-nh hmt.f rht- nswt Hdt-hknw msw.s*

「王の腹心の友、王宮の長、ニー・カア・アंक、彼の妻、王の腹心の友、ヘジェット・ヘケヌウ、彼女の子供達。」

この項目の下に、個人の名前が挙げられている。

(4) *rht-nswt Hdt-hknw nbt imꜣh* 「王の腹心の友、ヘジェット・ヘケヌウ、尊崇の女主人」

(5) *shꜣw-ꜣnsw Hm-Hwthr* 「王の文書の書記、ヘム・ハトホル」

¹² 壁面では *nbt imꜣh h* しか判読できないが、K. Sethe の復元に基づく。

¹³ M. G. Fraser によると、ケヌウカアはニー・カア・アंकの父親であると考えられている。M. G. Fraser, *op. cit.*, pp. 129-130.

¹⁴ M. G. Fraser, *op. cit.*, Pl. III.

- (6) *Špss-Hwthr* 「シェプセス・ハトホル」
 (7) *Nsw-3ht-Hwthr* 「ネスウ・アケト・ハトホル」
 (8) *Šps-Hwthr* 「シェペス・ハトホル」
 (9) *W^wb[-k3w-Hwthr]* 「ウアブ・カウ・ハトホル」
 (10) *K3-swt-Hwthr* 「カア・スウト・ハトホル」
 (11) *H^c-b3w-Hwthr* 「カア・バウ・ハトホル」
 (12) *Hnty-swt-Hwthr* 「ケンティ・スウト・ハトホル」
 (13) *R^c-int* 「ラー・イネト(テヘネ)」
 (14) [欠]
 (15) [欠] *i(w)fr-10 n ht nb ^ckt r hwt-ntr m h^cw-ih^t hm-ntr Hm-Hwthr*

「[欠] 余剰供物として神殿に入ったすべてのものの10分の1。神官。へム・ハトホル。」

- (16) [欠]
 (17) *Mr?* 「メル？」
 (18) *hm-k3* 「葬祭神官」
 (19) *Hš-k3* 「ケシュ・カア」

(20) から (32) までそれぞれの名前の下には、女性 ((4) のヘジェト・ヘケヌウのみ) もしくは男性の姿が描かれている。うち (28) から (30) まで [欠]。(32) は一つの欄の中に2名描かれている。

そして、それらの人物の下に日付が書かれている。

- (33) *hriw-rnpt* 「うるう日の5日間」
 (34) *3bd tpy* 「第1月」 (35) *3bd 2* 「第2月」 (36) *3bd 3* 「第3月」 (37) *3bd 4* 「第4月」
 以上の4ヶ月をひとグループとして
 (47) *3ht* 「増水季」 (48) *pri* 「冬季」 (49) *šmw* 「夏季」の3つのグループにくくられる。

そして (50) *3ht* 「面積」の項目が記されている。

(51) から (63) までそれぞれの人に *st 5* 「5アルーラ」と書かれている。

これらの下、もしくは表全体では中央寄りに、以下の文が記されている。

- (64) *in hm n Wsr-k3f wd w^cb n Hwt-Hr nbt R3-int ir ht nb ^cky.sy r hwt-ntr ink is w^cb hr ht nb n* [欠]
wdb-rd r hwt-ntr

「ウセルカフ陛下が、神殿に入ったすべての物に関して、私がハトホルのウアブ神官つまり、ラー・イネト(テヘネ)の女主人になることを命じた。私こそが、神殿へ供物の循環 [欠] すべてのもので、ウアブ神官である。」

- (65) *in igr msw ipn w^cb n Hwt-Hr nbt R3-int mi irr.s ds.kwi hpi.kwi r imnt nfr m nb im3h* [欠] *hr-^cwi msw ipn*

「今や、これらの子供たちこそが、私自身がそれ(ハトホルのウアブ神官)を行ったように、ハトホルのウアブ神官、つまりラー・イネト(テヘネ)の女主人である。その時私が尊崇の主として、これらの子供たちを管理している [欠] として、私は美しい西方へ旅をしている。」

以上が、ニー・カア・アンクに関する相続の部分である。このようにニー・カア・アンクの家族は、メンカウラー(前2532-2503年)によってハトホルのウアブ神官の官職を与えられ、それにとまって土地が個人それぞれに5アルーラずつ与えられた。

2.4 ケヌウカへの供物の返礼に関する土地譲渡の記述

(66) *in igr rmt ipn pri-hrw n rh-nsw Hnw-k3 it.f mwt.f msw.f drw.f nb*

「今や、これらの人々が、『王の腹心の友』であるケヌウカア、彼の父、彼の母、彼の子供たち、彼のすべての親族に供物を捧げる者である。」

ここで *drw.f* と転字したが、この文字ははっきりと判読できないので研究者によって訳が分かれるところである。M. G. Fraser は、𓄳 (R. Hannig¹⁵ の分類によると Q19 にあたる) の文字を当て、転字はないが意味は親族と訳し¹⁶、M. G. Maspero は 𓄳 の文字を当て、意味は M. G. Fraser と同様に親族ととった¹⁷。また、K. Sethe¹⁸ と H. Goedicke¹⁹ は 𓄳 (R. Hannig の分類によると W80 か?) とし、意味はやはり親族である。一方、J. H. Breasted²⁰ と J. Pirenne²¹ はヒエログリフと転字は書かれていないが、家と訳している。

本稿では、前後の文脈から考慮すると、「彼の父、彼の母、彼の子供たち、彼のすべての」とあるので、意味は親族ととるのが適切であると思われる。これにヒエログリフを当てはめると 𓄳 が適切であるように思われる。これと次の文字 𓄳 𓄳 で *dr* と読み、親族²² といった意味になると考える。

(67) から (83) までは、ニー・カア・アंकと同様に月日が記されており、並び方も同じである。

この下にそれぞれ名前が記されているが、第1・3番目の名前が判読不可能である。しかし、このケヌウカアとニー・カア・アंकの名前の欄を比較すると、ケヌウカアの欄にでてくる名前は、ニー・カア・アंकのものとは一致し、並び方はニー・カア・アंकの欄とは左右対称である。この法則に従うと、以下のようになる。

(84) *Mr?* 「メル?」 *hm-k3 Hš-k3* 「葬祭神官、ケシュ・カア」

この2人が一つの欄に書かれていると考えられる。

(85) *hm-ntr Hm-Hwthr* 「神官。ヘム・ハトホル。」

(86) *R^c-int* 「ラー・イネト(テヘネ)」この欄の中には「ラー」だけが読み取れるが、ここはこのように復元できる。

(87) *Hnty-swt-Hwthr* 「ケンティ・スウト・ハトホル」

(88) *H^c-b3w-Hwthr* 「カア・バウ・ハトホル」

(89) *K3-swt-Hwthr* 「カア・スウト・ハトホル」

(90) *W^b[-k3w-Hwthr]* 「ウアブ・カウ・ハトホル」

(91) *Šps-Hwthr* 「シェペス・ハトホル」 (92) *Nsw-3ht-Hwthr* 「ネスウ・アケト・ハトホル」

(93) *Špss-Hwthr* 「シェプセス・ハトホル」

(94) [欠]

(95) *sh3w^c-nsw Hm-Hwthr* 「王の文書の書記、ヘム・ハトホル」

(96) *rh^t-nswt Hdt-hknw nbt im3h* 「王の腹心の友、ヘジェット・ヘケヌウ、尊崇の女主人」

15 R. Hannig, *Großes Handwörterbuch Ägyptisch-Deutsch* (2800-950 v.Chr.), Mainz, 1995.

16 M. G. Fraser, *op. cit.*, p. 127. この頁に書かれているヒエログリフの文は、本稿の (97) に相当するが、*in igr rmt ipn pri-hrw n rh-nsw Hnw-k3 it.f mwt.f msw.f drw.f nb* の部分の繰り返しだと思われるためここで用いた。

17 M. G. Maspero, *op. cit.*, p.131.

18 K. Sethe, *op. cit.*, I 27.

19 H. Goedicke, *op. cit.*, Taf. XIV.

20 J. H. Breasted, *op. cit.*, p.103.

21 J. Pirenne, *op. cit.*, p.375.

22 R. Hannig, *op. cit.*, p. 1011.

そして最後の欄は、以下の通りである。

(97) *in igr rmt ipn pri-hrw n rh-nsw Hnw-k3 it.f mwt.f msw.f drw.f nb m w3g dhwtj hb nb*

「今や、これらの人々が、『王の腹心の友』ケヌウカア、彼の父、彼の母、彼の子供たち、彼のすべての親族に、ワグ祭にトト祭にそしてすべての祝祭の日に供物を捧げる者である。」

以上が、ケヌウカアに関する碑文である。ここでは、ケヌウカアの葬祭神官の役割を果たす代わりに報酬として受け取った耕地の分割方法が記されていたのである。

上でも述べたようにこの表の左には座っている男女が描かれており、その上に書かれたヒエログリフからニー・カア・アंकと彼の妻であることが判明する。その左に彼らの名前とは逆の向きで書かれた一文がある。これは欠けている部分が多いが、訳は次のようになると思われる。

(98) *dd [欠] msw.f [欠] sw hr rdwy.f nh hr nsw*

「彼が2本の脚の上で王のもとで生きている間、[欠]は子供たち[欠]言った。」

この「彼が2本の脚の上で王のもとで生きている間、」という表現は、以前に拙稿²²で考察したニー・カウ・ラアの遺書の中でも用いられており、ニー・カア・アंकの表の場合、この文章と相続に関する記述とは少し離れているが、この文は座っているニー・カア・アंकと彼の妻の描写に関する説明というよりも、相続に関係のある文であると思われる。

3 遺書の中にみる女性の立場

先で読解したように、この文書はメンカウラーによってニー・カア・アंकの子供達に与えられた土地2面分(1面はそれぞれ60アルーラ)と官職を、家族間でどのように相続したのかを示したものである。まず、土地の1面をハトホル神官などを務める報酬として、もう1面をケヌウカアに供物を捧げる約束によって、ニー・カア・アंकの妻と12人の子供達の間で分割されたといった内容である。

この遺書では、表の右端に書かれている部分(2)に「それはハトホルのウアブ神官になるために、(私が)永遠に子供達の中に作った神官職である。」といった書き出しがあり、ハトホル神官という官職の相続が行われている。そして、彼の妻に加えて12人の人物への土地譲渡の方法が表記されている。このリストの人物名の欄では、名前とその人物が保持している称号が書かれているもの(グループ1)と、または称号は書かれていないが、名前にハトホルと付いているもの(グループ2)とに分けられる。称号の判読が不可能な人物1名(16)を除いてグループ1が3名、グループ2が9名である。

グループ1では、1番目に書かれている彼の妻ヘジェト・ヘケヌウと10番目のラー・イネトと最後の人物ケシュ・カアである。彼の妻の「王の腹心の友」の称号は、貴族の女性が保持している称号の中で最も高いものであり、この称号を持っている女性は通常 *hmt-ntr Hwt-Hr* ハトホルの女性神官でもある²³。

10番目のラー・イネト(テヘネ)も(1)の見出しで「ハトホルのウアブ神官、つまりラー・イネト(テヘネ)の女主人」と、両者は同一のものを意味しているので、ラー・イネト(テヘネ)は官職の一つであると考えられる。

一方、ケシュ・カアの「葬祭神官」の官職は神殿で奉仕する官職ではなく、家族の中で、死者の葬儀や死者への供物を捧げる役割を受け持った人物が保持する称号であり、この称号を保持している者はそれらの役目を遂行するために耕地を譲渡された。

グループ2は、ハトホル神官の職に就いた人物の名前である。古王国時代の神官は地方の高官や彼らの妻が務めたが、彼らは1年中その仕事に従事していたわけではなかった。例えば、ウアブ神官はグループ

22 吹田、前掲論文、110-112頁。

23 J. Pirenne, *op. cit.*, III (Brussels, 1935), pp.341-342.

に分けられ、それぞれが4ヶ月か5か月のうち1ヶ月間を神殿に仕え、他の時期は別の職業に従事していた²⁴。このニー・カア・アンの遺書でも人物の絵の下に、1年を3つの季節、増水期、冬季、夏季に分け、それぞれを4ヶ月に分けており、一人目が一ヶ月目に二人目が二ヶ月目に三人目が三ヶ月目に四人目が四ヶ月目にハトホル神官の職に従事していた。ここに書かれているハトホル神官の職に就いている人物はすべて男性である。通常、男性の神には男性が神官として仕え、女性の神には女性が仕えたと考えられている²⁵。ここでの女性の神であるハトホルに男性が神官として仕えることはめずらしい例となるのかもしれない。

これらの官職を継承するにあたって土地を相続するが、すべての人物が同じ面積の土地を相続している。妻であるヘジェット・ヘケヌウは、ハトホル神官そのものとは異なる称号を持っているが、ハトホル神官と同等の称号を持っているため、他の財産相続者と同様に同じ面積の土地を相続している。

筆者は以前に財産譲渡に関する女性の立場をめぐって、古王国時代における4つの遺書、メチェン (*Mtn*)、ケネムティ (*Hnmti*)、ニー・カウ・ラア (*Ni-k3w-r*)、ペピとブウト (*Ppi,Bwt*) を検討したことがある²⁶。メチェンの碑文の中で、メチェンの母親が遺書を作成し、自分の意思で息子に50アルーラの土地を譲渡した。ケネムティの遺書では、養子であるケネムティが葬祭神官の職を継承することを主張するために作られたものであった。ニー・カウ・ラアの遺書では妻と4人の子供(息子と娘)に町が譲渡されていた。譲渡された町の数は、妻や子供たちの中で異なり、またそれぞれの町の間積やそれらの町から出る利益も明らかではないが、男女の区別なく町が譲渡されていた。ペピ(女性)とブウト(女性)の遺書では、葬祭神官であるペピが相続に関して自分の意見を述べている部分があった。

これらの検討の結果から、女性も相続において男性同様、遺書の作成が可能であったということ、また彼女達自身も個人の財産を保持することが可能であったと判明した。また、1例ではあるが葬祭神官の職に就いていた女性も存在した。

これらの遺書に今回の相続の内容を加えて考察すると、以下のことが言えよう。この時代、ニー・カア・アンの妻ヘジェット・ヘケヌウに5アルーラの土地2面が、ハトホル神官の職に就いた他の相続者と同様に譲渡されているが、彼女の称号は、ハトホル神官そのものを表すものではない。しかし、この相続の表の中に書かれていること自体が、彼女の「王の腹心の友」の称号がハトホル神官と同等のものであると結論付けられよう。また通常は、葬祭神官という官職名を保持している者が耕地を譲渡され、故人の供物の世話をするのであるが、このニー・カア・アンの表からは、葬祭神官の称号は持っていないが、その職に就いて土地からの利益を得た人物がいたということが判明した。

4 おわりに

以上、ニー・カア・アンの土地の譲渡と官職の継承に関する文書を中心に、他の4つの遺書を援用しながら古代エジプト、特に古王国時代における女性がどの程度の権利を持っていたのかを検討してきた。これらのことから当時の女性は、法的な権利として持ちえたものは遺書を作成する権利と、彼女達自身で土地を所有することが可能であったということである。一方、官職の継承に関しては女性は神官職そのものを表す称号とは異なったものを保持しているが、それと同等の称号が与えられ、土地を相続することができたと考えられる。また女神のために働く神官には、通常女性が就くものと考えられていたが、ニー・カア・アンの場合、彼の妻ではなく男性の子供たちがハトホル神官の官職を継承している。

また葬祭神官の職に関しても、女性の中にもその称号を与えられた例もあるが、特殊な例であったと思われる。今回のニー・カア・アンの相続の場合、葬祭神官の称号を持っていない者にも葬祭神官に与えられ

24 ザビ・ハワス『図説 古代エジプトの女性たち』(原書房、1998年)、247頁。

25 同上。

26 吹田、前掲論文、108-112頁。

る報酬としての土地は与えられている。これらに関しては、今後さらに多くの遺書を検討する必要があると思われる。

(1)

(18)	(16)	(15)	(3)										(2)	
(19)	(17)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)		
	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	
	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)
			(49)										(47)	
	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)
	(64)													
	(65)													
	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)
			(83)										(81)	
	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	
	(97)													
	(66)													

表1 ニー・カア・アングの岩窟墓
東壁にある官職継承と土地譲渡のリスト

本研究は、「文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成20年度～平成24年度）」によって行われた。